

# 北谷町認可外保育施設負担軽減助成事業について

北谷町では、町内にお住まいの認可外保育施設を利用している児童の保護者に対して、保育料の一部を助成する北谷町認可外保育施設負担軽減助成事業を実施しています！

## ●助成対象入所児童●

助成の対象となる入所児童は、以下の(1)～(4)全てを満たしている方が対象です。

- (1)北谷町内に住所を有し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2)就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難な者
- (3)当該年度の4月初日の前日において3歳に達していない者
- (4)住民税課税世帯に属する者



北谷町イメージキャラクター「ちーたん」

## ●助成対象者●

助成金の交付を受けることができる方は、以下の全てを満たしている方が対象です。

- (1)北谷町内に住所を有し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2)対象児童の保護者
- (3)認可外保育施設と1日当たり4時間以上かつ1月当たり15日以上の月を単位とした契約を締結している者

## ●助成額●

- (1)対象児童が就学前児童のうち、最も年齢が高い場合 月額1,000円
- (2)対象児童が就学前児童のうち、2番目に年齢が高い場合 月額2,000円
- (3)対象児童が上記(1)、(2)に該当しない場合 月額保育料全額 (上限42,000円)

## ●交付申請●

交付を受けるためには、以下の時期に①交付申請書兼請求書・入所児童調書、②保護者のいずれもが家庭保育が困難であることを証明する書類(就労証明書等)を子ども家庭課へ提出する必要があります。②については、年度において初めて申請する場合のみ提出となります。

また申請時には必ず③課税状況の確認をおこなっております。

- (1)第1期(4月～6月分) 7月末日
- (2)第2期(7月～9月分) 10月末日
- (3)第3期(10月～12月分) 翌年の1月末日
- (4)第4期(1月～3月分) 4月末日

※4月末日までに請求されなかった期間分に関しては支給することができなくなりますのでご注意ください。

(例) 令和7年度分の最終の請求期限 → 令和8年4月30日

※各様式については、子ども家庭課窓口での受取または北谷町ホームページにて随時案内中

【お問合せ先】

北谷町役場子ども家庭課こども園係  
TEL: 098-936-1234 (内線 2324)